

議案第58号

天理市水洗便所改造資金貸付基金条例等の一部改正について
天理市水洗便所改造資金貸付基金条例等の一部を次のように改正しようとする。

平成25年9月9日提出

天理市長 南 佳 策

天理市水洗便所改造資金貸付基金条例等の一部を改正する条例
(天理市水洗便所改造資金貸付基金条例の一部改正)

第1条 天理市水洗便所改造資金貸付基金条例(昭和49年3月天理市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「年10.95パーセント」を「年14.6パーセント」に改める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(延滞金の割合の特例)

2 当分の間、第7条第2項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とする。

(天理市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例の一部改正)

第2条 天理市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例(平成12年9月天理市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「年10.95パーセント」を「年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)」に改める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1項を加える。

（延滞金の割合の特例）

2 当分の間、第3条第2項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

（天理市国民健康保険条例の一部改正）

第3条 天理市国民健康保険条例（昭和34年3月天理市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第22条第1項中「年10.95パーセント」を「年14.6パーセント」に改める。

附則第4条中「延滞金の」の次に「年14.6パーセントの割合及び」を加え、「各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセント」を「当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセント」に、「その年中においては、当該特例基準割合（当該特例基準割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。」を「その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を

超える場合には、年7.3パーセントの割合」に改める。

(天理市介護保険条例の一部改正)

第4条 天理市介護保険条例（平成12年3月天理市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「年10.95パーセント」を「年14.6パーセント」に改める。

附則第6条中「延滞金の」の次に「年14.6パーセントの割合及び」を加え、「各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセント」を「当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセント」に、「その年中においては、当該特例基準割合（当該特例基準割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。」を「その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合」に改める。

(天理市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第5条 天理市後期高齢者医療に関する条例（平成20年3月天理市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「年10.95パーセント」を「年14.6パーセント」に改める。

附則第3条中「延滞金の」の次に「年14.6パーセントの割合及び」を加え、「各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセント」を「当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセント」に、「その年中においては、当該特例基準割合（当該特例基準割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。」を「その年（以下この条におい

て「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)に改める。

(天理市道路占用料に関する条例の一部改正)

第6条 天理市道路占用料に関する条例(昭和29年9月天理市条例第51号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(延滞金の割合の特例)

2 当分の間、第5条第3項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とする。

(天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正)

第7条 天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例(昭和45年3月天理市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第15条中「年10.95パーセント」を「年14.5パーセント」に改める。

附則第1項に見出しとして「(施行期日)」を付する。

附則第2項に見出しとして「(経過措置)」を付する。

附則に次の1項を加える。

(延滞金の割合の特例)

5 当分の間、第15条に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合は、同条

の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 第1条の規定による改正後の天理市水洗便所改造資金貸付基金条例第7条及び附則第2項、第2条の規定による改正後の天理市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例第3条及び附則第2項、第3条の規定による改正後の天理市国民健康保険条例第22条及び附則第4条、第4条の規定による改正後の天理市介護保険条例第7条及び附則第6条、第5条の規定による改正後の天理市後期高齢者医療に関する条例第6条及び附則第3条、第6条の規定による改正後の天理市道路占用料に関する条例附則第2項並びに第7条の規定による改正後の天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例第15条及び附則第5項の規定は、それぞれ、この条例の施行の日以後に納期限の到来する天理市水洗便所改造資金の貸付償還金、天理市税外収入金、天理市国民健康保険の保険料、天理市介護保険の保険料、天理市後期高齢者医療の保険料、天理市道路占用料及び天理都市計画下水道事業の受益者負担金（以下「貸付償還金等」という。）に係る延滞金について適用し、同日前に納期限の到来する貸付償還金等に係る延滞金については、なお従前の例による。